

## 主任相談支援専門員配置加算の考え方

### 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）

#### （１）事業所の要件

基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市長村長が認める指定特定相談支援事業所に限る。

「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」にて届け出た内容に基づき、各市町村で判断する。

#### （２）主任相談支援専門員が行うべき事項

主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定特定相談支援事業所の従業員に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業員に対しても、その資質の向上のため指導及び助言を実施した場合に算定できる。

下記の「★主任相談専門員が行うべき事項」に掲げるア～エについて、（Ⅰ）の具体的条件をいずれも満たす必要がある。

### 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）

当該指定特定相談支援事業所の従業員又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業員に対しその資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。

下記の「★主任相談専門員が行うべき事項」に掲げるア～エについて、（Ⅱ）の具体的条件をいずれも満たす必要がある。

## ★主任相談支援専門員が行うべき事項（Ⅰ）と（Ⅱ）の具体的条件

- ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催  
⇒拠点の登録者会議への参画（Ⅰ）、当該事業所内での内部研修や CC の実施（Ⅱ）
- イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施  
⇒圏域内にいる新規職員が対象（Ⅰ）、当該事業所内の新規職員が対象（Ⅱ）
- ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言  
⇒基幹相談支援センターが実施する事業所訪問に同席（Ⅰ）、当該事業所内での指導、助言（Ⅱ）
- エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入れを含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。  
⇒自立支援協議会の計画相談部会にコアメンバーとして参加（Ⅰ）、計画相談部会への協力（Ⅱ）

### 〈関連通知〉

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）